



特別支援教育ほっと通信



令和元年7月
西部教育局

通常の学級に在籍する児童生徒で「通級による指導」を受けている子供たちがたくさんいます。今回は、「通級による指導」についての基本的な事項をいくつか御紹介します。

Q1「通級による指導」の指導形態について教えてください。

A1. 大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、**一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態**です。

「3つの指導形態」があります！

- ①児童生徒が在籍する学校において指導を受ける。・・・自校通級
- ②他の学校に通級し、指導を受ける。・・・他校通級
- ③通級による指導の担当教師が該当する児童生徒のいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う。・・・巡回指導



Q2「通級による指導」の対象となる児童生徒について教えてください。

A2. **言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部の特別な指導を必要とする程度のも**のになります。(学校教育法施行規則140条)

通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、本人や保護者の意向も踏まえて校内委員会で検討することが重要です。さらに、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うことが大切です。



文部科学省の通知(平成25年10月4日付25文科初第756号)や教育支援資料(平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)にも詳しく示されています。
※文部科学省のホームページで御覧いただけます。



Q3特別支援学級に通っている児童生徒も、「通級による指導」を受けることができますか。

A3. あくまで通常の学級に在籍し一部特別な指導を必要とする児童生徒を対象として、障がいの状態に応じ、週に数回程度特別の指導を実施するものであるため、**特別支援学級の児童生徒は対象ではありません。**

在籍する特別支援学級において適切な指導を行うことが必要です。



Q4「通級による指導」の指導内容について教えてください。

A4. 特に必要がある時は各教科の内容を取り扱うことはできますが、あくまでも**障がいに応じた特別の指導として自立活動を参考に指導を行う**ことになっています。

(例)LDの子供への【書くことの指導】

- ・間違えやすい漢字やアルファベットを例示するなどして、本人が意識しながら正確に書く。
- ・経験を思い出しながらメモし、それを見ながら文章に書いたり、読み手や目的を明確にして書いたりする。など

自分に適した書く方法を理解し、身に付ける。

在籍学級での学習の遅れを取り戻したり、予習・復習の目的で各教科の学習を取り扱ったりすることは認められていません。



【西部地区の通級指導教室設置状況(令和元年度7月1日現在)】

□小学校・中学校(入級に係る詳細については、設置している各市町教育委員会が定めています。)

計16教室(発達障がい14教室・言語障がい2教室)

□高等学校 県立米子白鳳高等学校(対象:自校の生徒のみ)

□特別支援学校 県立米子養護学校(発達障がい)

県立鳥取聾学校ひまわり分校(難聴・言語障がい)

「まなびの教室」「ことばの教室」などと呼ばれています。

対象:通級指導教室が設置されていない地域の児童生徒